

第 4022 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 6月21日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成23年度税制改正意見書

Q：税理士会から平成23年度の税制改正の意見書が出されたそうですが、どのような内容のものだったのですか？

A：次のようなものです。

【解説】

さきごろ、近畿税理士会から平成23年度の税制改正に関する意見書が提出されました。

主要意見項目は、次のようなものです。

【所得税】

人的控除について、課税最低限のあり方につき十分な検討を行ったうえで整理統合し、基礎控除額を大幅に引上げること

【法人税】

1. 受取配当等は全額益金不算入とすべきである。
2. 交際費等について次のように改正すべきである。
 - ① 交際費等の範囲を冗費や濫費の性格の強いものに限定すること
 - ② 交際費等の具体的な範囲の多くが通達で定められているが、法令で定めること
 - ③ 定額控除限度額以下の部分の10%の損金不算入に理論的根拠はなく、早急に廃止すること
3. 少額減価償却資産に係る規定について取得価額を30万円未満に引き上げ、次の改正を行うこと
 - ① 措置法の規定から法人税法の規定に改め、制度を簡素化すべきである
 - ② ①に伴ない、一括償却資産の損金算入制度を廃止すること

